

交通局に係る手続等についての電子申請システムの利用に関する要綱

平成18年7月24日

18川交庶第650号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市情報技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成18年交通局規程第32号。以下「規程」という。）に基づき、交通局に係る手続等のうち電子申請システムを利用して行う申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第4号。）及び規程で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「電子申請システム」とは、川崎市電子申請システムの利用に関する要綱（平成18年川総シ管第1408号。以下「市電子申請システム利用要綱」という。）第2条第1号に規定する電子申請システムをいう。

(電子申請システムを利用して行うことができる申請等)

第3条 電子申請システムを利用して行うことができる申請等は別表第1に掲げるものとする。

(交通局長の指定する電子計算機)

第4条 規程第5条第1項及び同条第5項に規定する交通局長の指定する電子計算機は、電子申請システムを構成する電子計算機とする。

(申請等を行った者を確認するための措置)

第5条 規程第5条第2項ただし書及び同条第3項に規定する交通局長が別に定める方法は、申請等を行う者が電子申請システムにログイン（電子申請システムに接続して使用を開始することをいう。）をする際に、市電子申請システム利用要綱第4条第1項各号に掲げるもののいずれかを送信する方法とする。

（添付書面等の取扱い）

第6条 規程第5条第5項に規定する添付書面等に記載すべき事項は、電子申請システムが提供する様式に入力し、電子申請システムを使用してこれを送信することができる。

（添付書面等の省略）

第7条 規程第5条第6項の規定により交通局長が提出を省略させることができる添付書面等は、別表第2に掲げるものとする。

（その他必要な事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、電子申請システムを利用して行う申請等に関し必要な事項については、市長事務部局の例による。

附 則

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1

申請等名	根拠条例等	本人確認事項			
		I D 及び びパ ワード	登 録 番 号 及 番 号 番 号	電 子 証 明 書	署 電 子 名 簿
公文書開示請求	川崎市情報公開条例 施行規程（平成13 年川崎市交通局規程 第20号）第3条第 1項	○	○	○	
保有個人情報開 示請求（本人の 請求に限る）	川崎市個人情報保護 条例施行規程（昭和 60年川崎市交通局 規程第11号）第8 条第1項第1号				
保有個人情報訂 正請求（本人の 請求に限る）					
保有個人情報利 用の停止請求（ 本人の請求に限 る）		—	—	○	
保有個人情報消 去請求（本人の 請求に限る）					
保有個人情報提 供の停止請求（ 本人の請求に限 る）					

備考

本人確認事項欄に○印を掲げる申請等は、当該本人確認事項を使用
して申請等を行うことができることを示す。ただし、本人確認事
項のうち、登録番号及びパスワード欄については、個人に限る。

別表第2

申請等名	根拠条例等	書類等
保有個人情報開示請求	川崎市個人情報保護条例施行規程（昭和60年川崎市交通局規程第11号）第8条第1項第1号	当該請求する者が本人であることを確認するに足りるもの
保有個人情報訂正請求		
保有個人情報利用の停止請求		
保有個人情報消去請求		
保有個人情報提供の停止請求		